

# 宮城県公報

行 城 県  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 一  
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (震災援護室) 一

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二

### 告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 二  
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 ( ) 三  
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 ( ) 三  
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 ( ) 四  
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 ( ) 五  
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 ( ) 五  
○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 六  
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (農林水産経営支援課) 六

○農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 一  
○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二  
○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 二

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (食産業振興課) 二  
○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二

ページ

## 規 則

○開発行為に関する工事の完了(六件) (建築宅地課) 一三  
人事委員会  
○人事委員会規則七―二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則 一四  
収用委員会  
○七ヶ浜海岸花測浜事件審理の開始について公示による通知 一六  
正 誤  
○宮城県公報第二七五〇号(平成二十八年四月十五日付け)中 一六

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「こと」の下に「(ハからリまでにあつては、市町村の設置に係る非常災害に係るものを除く。)」を加える。

附則第四項中「、下水道事務所長及び土地区画整理事務所長」を「及び下水道事務所長」に改め、附則第五項中「第十条第一項第三十五号」を「第十条第一項第三十四号」に、「第十九条第十一号、」を「第十九条第十号及び」に改め、「及び第二十二條第一号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号2(中)「二、六二一、〇〇〇円」を「二、六六〇、〇〇〇円」に改め、同表第二号1(中)「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表第三号3(一)の表及び同号3(二)の表を次のよ

うに改める。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すことに加算する額
夏季	四月から九月まで	一八、四〇〇円	二三、七〇〇円	三四、九〇〇円	四一、八〇〇円	五三、〇〇〇円	七、八〇〇円
冬季	十月から三月まで	三〇、四〇〇円	三九、五〇〇円	五五、〇〇〇円	六四、三〇〇円	八〇、九〇〇円	一一、一〇〇円

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期 間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すことに加算する額
夏季	四月から九月まで	六、〇〇〇円	八、一〇〇円	一一、一〇〇円	一四、七〇〇円	一八、六〇〇円	二、六〇〇円
冬季	十月から三月まで	九、八〇〇円	一二、七〇〇円	一八、〇〇〇円	二二、四〇〇円	二七、〇〇〇円	三、五〇〇円

別表第一第六号2中「五六七、〇〇〇円」を「五七六、〇〇〇円」に改め、同表第八号3(1)中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同号3(2)中「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同号3(3)中「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表第九号3中「二〇八、七〇〇円」を「二一〇、四〇〇円」に、「一六七、〇〇〇円」を「一六八、三〇〇円」に改め、同表第十二号2中「一三四、三〇〇円」を「一三四、八〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十六号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第二十二号」を「第二十一号」に、「第十九号」を「第十三号」に改める。

別表第一循環型社会推進課長の専決事項の項第一号中「ホからリまで、ル、カ、ヨ及びネ」を「チからヲまで、ヨ、ソ、ツ及びウ」に改め、ナをキとし、ルからネまでをヨからウまでとし、ヌをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 産業廃棄物処理施設の設置者に係る非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理（第十五条の二の五）

別表第一循環型社会推進課長の専決事項の項第一号中「ル、カ及びヨ」を「ヨ、ソ及びツ」に改め、同号リを同号ヲとし、同号ホから同号チまでを同号チから同号ルまでとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 市町村の設置に係る非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置並びに変更の届出の受理及び通知並びに休廃止等の届出の受理（第九条の三）

ヘ 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理計画の策定及びその変更の協議及び同意（第九条の三の二）

ト 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置並びに変更の届出の受理及び通知並びに休廃止等の届出の受理（第九条の三の三）

別表第一仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長の専決事項の項第三号ル及び別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第十六号ソ中「」についての特例」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年五月二十七日から施行する。

### 告 示

○宮城県告示第五百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇九〇〇七六一	さくらビレッジ訪問介護 多賀城市桜木二丁目二番二 十二号	株式会社 season	平成二十八年 三月一日

〇四七〇七〇一一二九	太陽の郷ヘルパーステーション 名取市愛鳥笠高字西小泉七番地(十七街区・十八街区)	株式会社太陽デパート	平成二十八年三月十五日
〇四七〇二〇二八二二	愛さんさん訪問介護石巻石巻市駅前北通り一丁目五番六号	愛さんさん宅食株式会社	平成二十八年四月一日
〇四七二四〇〇七六一	すみれヘルパーステーション 巨理郡山元町坂元字町四十番地一	特定非営利活動法人にこにこケアサービス	平成二十八年四月一日
〇四七二七〇一三〇九	ヘルパーステーションくるみ 黒川郡大和町鶴巢大平字下碓九十五番地	特定非営利活動法人マスキュー	平成二十八年四月一日

二 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七二一三〇一九八六	事業所の名称及び所在地 介護いつくしみの家中央館 栗原市一迫柳目字柳目持埜 沢四十三番地二十五	事業者の名称 有限会社グロリア・プランニング	指定年月日 平成二十八年四月一日
〇四七一五〇二五二六	デイサービス和笑 大崎市古川大幡字新田八十一	有限会社穂乃香	平成二十八年四月一日
〇四七二七〇二二九一	老人デイサービスセンターくるみ 黒川郡大和町鶴巢大平字下碓九十五番地	特定非営利活動法人マスキュー	平成二十八年四月一日
〇四七〇九〇〇七七〇	さらりデイサービスいわき 多賀城市新田字後十一番	有限会社ライフケアエナジー	平成二十八年四月十五日

〇宮城県告示第五百二十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇九〇〇七五四	事業所の名称及び所在地 居宅介護支援センターさくらビレッジ	事業者の名称 株式会社season	指定年月日 平成二十八年三月一日
-------------------------	----------------------------------	----------------------	---------------------

〇四七一三〇一九七八	多賀城市桜木二丁目二番二十二号 ケアプランセンターファミリア	株式会社ファミリア	平成二十八年三月一日
〇四七二二〇一三二八	栗原市築館源光十七番地二十九号 特定非営利活動法人友愛さくら	特定非営利活動法人友愛さくら	平成二十八年三月一日
〇四七〇七〇一一一一	太陽の郷愛鳥ケアプランセンター 名取市愛鳥笠高字西小泉七番地(十七街区・十八街区)	株式会社太陽デパート	平成二十八年三月十五日
〇四七〇二〇二八三九	居宅介護ケアセンターはびねすプラザ 石巻市鹿妻南二丁目二番八号	社会福祉法人夢みの里	平成二十八年四月一日
〇四七二二〇一五八二	やまと在宅ケアセンター 登米市迫町佐沼字下田中二十五番地	医療法人社団やまと	平成二十八年四月一日
〇四七二四〇〇七五三	すみれ居宅介護支援事業所 巨理郡山元町坂元字町四十番地一	特定非営利活動法人にこにこケアサービス	平成二十八年四月一日
〇四七二七〇二二八三	Plus One Hear 黒川郡富谷町日吉台二丁目二十四番地十七番一丁目大富一〇三番地	株式会社Plus One Care	平成二十八年四月一日
〇四七二七〇二二二七	居宅介護支援事業所くるみ 黒川郡大和町鶴巢大平字下碓九十五番地	特定非営利活動法人マスキュー	平成二十八年四月一日

〇宮城県告示第五百二十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇九〇〇七六一	事業所の名称及び所在地 さくらビレッジ訪問介護 多賀城市桜木二丁目二番二	事業者の名称 株式会社season	指定年月日 平成二十八年三月一日
-------------------------	--	----------------------	---------------------

〇四七〇七〇二二九	十二号 太陽の郷ヘルパーステーション 名取市愛鳥笠島字西小泉七番地(十七街区・十八街区)	株式会社太陽デパート	平成二十八年三月十五日
〇四七〇二〇二八二二	愛さんさん訪問介護石巻石巻市駅前北通り一丁目五番六号	愛さんさん宅食株式会社	平成二十八年四月一日
〇四七二四〇〇七六一	すみれヘルパーステーション 巨理郡山元町坂元字町四十番地一	特定非営利活動法人にこけケアサービス	平成二十八年四月一日
〇四七二七〇一三〇九	ヘルパーステーションくるみ 黒川郡大和町鶴巢大平字下碓九十五番地	特定非営利活動法人マスキー	平成二十八年四月一日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七二二〇一三二六	事業所の名称及び所在地 ピユア健康倶楽部デイサービスセンター 柴田郡大河原町新東二十四番地の一	事業者の名称 株式会社ピユアスポーツ	指定年月日 平成二十八年三月一日
〇四七〇二〇二七九七	リハビリデイサービスひかり 石巻市中里三丁目四番二一 号	株式会社エス・メディック	平成二十八年三月十五日
〇四七〇二〇二八〇五	デイサービスうさぎ 石巻市中里二丁目八番二 号	株式会社明美会	平成二十八年三月十五日
〇四七一〇〇〇六九三	デイサービス平等ほほえみ 館 岩沼市平等一丁目五番地二	株式会社アトラスケア	平成二十八年三月十五日
〇四七二二〇一五七四	デイサービスしばた 登米市登米町日野渡内の目 三百二十一番地五	株式会社G A T I	平成二十八年三月十五日
〇四七〇二〇二八一三	デイサービスますみ 石巻市渡波字新千刈四十八	合同会社シルバファミリーサポートにっつた	平成二十八年四月一日
〇四七一五〇二五二六	デイサービス和笑 大崎市古川大幡字新田八十	有限会社穂乃香	平成二十八年四月一日
〇四七二四〇〇七七九	すみれデイサービス 巨理郡山元町坂元字町四十 四番地一	特定非営利活動法人にこけケアサービス	平成二十八年四月一日

〇四七二七〇二二九一	老人デイサービスセンター くるみ 黒川郡大和町鶴巢大平字下 碓九十五番地	特定非営利活動法人マスキー	平成二十八年四月一日
〇四七〇九〇〇七七〇	さらりデイサービスいわき 多賀城市新田字後十一番 り	有限会社ライフケアエナジー	平成二十八年四月十五日

〇宮城県告示第五百二十二号  
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十八年五月二十七日

一 訪問介護  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二四〇〇五〇六	事業所の名称及び所在地 すみれヘルパーステーション 巨理郡山元町坂元字町四十 四番地一	事業者の名称 有限会社杉山ケアサービ ス	廃止年月日 平成二十八年三月三十一日
-------------------------	--	----------------------------	-----------------------

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇〇七八三	事業所の名称及び所在地 花水木介護センター 石巻市鹿又字八幡前五番	事業者の名称 社会福祉法人一視同仁会	廃止年月日 平成二十八年三月三十一日
〇四七三二〇二五三	J A みどりのふれ愛福祉セ ンター小牛田 遠田郡美里町中坪字夕時三 の一	みどりの農業協同組合	平成二十八年三月三十一日
〇四七三二〇〇四七七	いなほの里訪問入浴介護事 業所 遠田郡美里町木間塚字原田 七番地	社会福祉法人南郷福祉会	平成二十八年三月三十一日

三 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇三〇〇六一七	事業所の名称及び所在地 悠泉通所介護事業所 塩竈市新浜町二丁目一番三	事業者の名称 株式会社紅葉	廃止年月日 平成二十八年三月三十一日
-------------------------	--	------------------	-----------------------

○四七二二〇〇九三九	栗原市花山デイサービスセンター(湖畔の里) 栗原市花山本沢百目十八番地の一	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会	平成二十八年三月三十一日
○四七二一五〇〇五九五	小規模多機能ホーム灯の家 大崎市鹿島台木間塚字石名坂十七番地三	有限会社灯の家	平成二十八年三月三十一日
○四七二一五〇一四四五	古川中央整骨院デイサービス 大崎市古川前田町二番十号	有限会社櫻コーポレーション	平成二十八年三月三十一日
○四七二二〇〇五八三	デイサービスたんぼぼ 柴田郡柴田町船岡東一丁目二番一十号	特定非営利活動法人もみの木会	平成二十八年三月三十一日
○四七二二〇一〇二九	茶話本舗デイサービス柴田亭 柴田郡柴田町船岡土手内二丁目六番十号	株式会社アガツマ	平成二十八年三月三十一日
○四七二四〇〇三六五	すみれデイサービス 巨理郡山元町坂元字町四十	有限会社杉山ケアサービス	平成二十八年三月三十一日

四 福祉用具貸与

○四七二〇七〇〇七八二	福祉用具貸与事業所ふるさと 名取市本郷字町田四十六番地	有限会社こすこ	平成二十八年三月三十一日
○四七一五〇一二四七	大崎市社会福祉協議会古川福祉用具貸与事業所 大崎市古川十日町四番二一	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	平成二十八年三月三十一日
○四七二二〇〇二〇三	社会福祉法人村田町社会福祉協議会 柴田郡村田町大字村田字大槻下六番地	社会福祉法人村田町社会福祉協議会	平成二十八年四月三十日

○宮城県告示第五百二十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四七二〇五〇〇〇六七	恵風荘在宅介護支援センター 気仙沼市松崎柳沢二百二十八番地六十八	社会福祉法人なかつうみ会	平成二十八年三月三十一日
○四七二二〇一四二六	やまと在宅ケアセンター 登米市迫町佐沼字中江三丁目八番地一	株式会社 Good Medicine Japan	平成二十八年三月三十一日
○四七一五〇〇九九一	大崎市社会福祉協議会古川南居宅介護支援事業所 大崎市古川小稲葉町八番二十号	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	平成二十八年三月三十一日
○四七二四〇〇三三七	すみれ居宅介護支援事業所 巨理郡山元町坂元字町四十番地一	有限会社杉山ケアサービス	平成二十八年三月三十一日
○四七二〇二〇一三七七	こぶのお家いしのまきケ アプラセンター 石巻市向陽町三丁目二十六番一十号	社会福祉法人こぶ福祉会	平成二十八年四月三十日

○宮城県告示第五百二十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十八年五月二十七日

一 介護予防訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四七二四〇〇五〇六	すみれヘルパーステーション 巨理郡山元町坂元字町四十番地一	有限会社杉山ケアサービス	平成二十八年三月三十一日
------------	----------------------------------	--------------	--------------

二 介護予防訪問入浴介護

○四七二〇二〇七八三	花水木介護センター	社会福祉法人一視同仁会	平成二十八年
------------	-----------	-------------	--------

介護保険事業所番号

事業所の名称及び所在地

事業者の名称

廃止年月日

〇四七三二〇〇二五三	石巻市鹿又字八幡前十五番		三月三十一日
〇四七三二〇〇四七七	J Aみどりのふれ愛福祉セ ンター小牛田 遠田郡美里町中埜字卯時三 番地一 いなほの里訪問入浴介護事 業所 遠田郡美里町木間塚字原田 七番地	みどりの農業協同組合 社会福祉法人南郷福祉会	平成二十八年 三月三十一日 平成二十八年 三月三十一日

三 介護予防通所介護

〇四七〇三〇〇六一七	悠泉通所介護事業所 塩竈市新浜町二丁目一番三 号	株式会社紅葉	平成二十八年 三月三十一日
〇四七一五〇〇五九五	小規模多機能ホーム灯の家 大崎市鹿島台木間塚字石名 坂十七番地三	有限会社灯の家	平成二十八年 三月三十一日
〇四七一五〇一四四五	古川中央整骨院デイサービ スマエだ 大崎市古川前田町二番十号	有限会社櫻コーポレーシ ョン	平成二十八年 三月三十一日
〇四七二二〇〇五八三	デイサービスたんぽぽ 柴田郡柴田町船岡東一丁目 二番一号	特定非営利活動法人もみ の木会	平成二十八年 三月三十一日
〇四七二四〇〇三六五	すみれデイサービス 巨理郡山元町坂元字町四十 四の一	有限会社杉山ケアサービ ス	平成二十八年 三月三十一日

四 介護予防福祉用具貸与

〇四七〇七〇〇七八二	福祉用具貸与事業所ふるさと と 名取市本郷字町田四十六番 地	事業者の名称 有限会社こすこす	廃止年月日 平成二十八年 三月三十一日
〇四七一五〇一二四七	大崎市社会福祉協議会古川 福祉用具貸与事業所 大崎市古川十日町四番二十 一号	社会福祉法人大崎市社会 福祉協議会	平成二十八年 三月三十一日
〇四七二二〇〇二〇三	社会福祉法人村田町社会福 祉協議会 柴田郡村田町大字村田字大 槻下六番地	社会福祉法人村田町社会 福祉協議会	平成二十八年 四月三十日

〇宮城県告示第五百二十五号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり  
実施する。  
平成二十八年五月二十七日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十八年 七月五日	美里町 小牛田	午前十時半から 午後三時まで	美里町役場本庁舎裏倉庫
同 七月六日	美里町 南郷	午前十時半から 正午まで	美里町役場南郷庁舎東側車 庫
同 七月十二日	女川町 全 域	午前十時半から 午後二時半まで	女川町総合体育館
同 七月十三日	女川町 全 域	午前十時半から 午後二時半まで	女川町総合体育館

〇宮城県告示第五百二十六号  
平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一  
部を次のように改正し、平成二十八年五月二十七日から施行する。  
平成二十八年五月二十七日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第一号に掲げる漁業（わかめをとる漁業）の表中

宮城県第17加入区	(水域) 共第121号、共第122号及び共第124号漁業権の漁場の区 域(区域) 宮城県漁業協同組合の寄贈支所の地区
宮城県第18加入区	(水域) 共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区 域(区域) 宮城県漁業協同組合の前瀬支所の地区
宮城県第19加入区	(水域) 共第124号漁業権の漁場の区 域(区域) 宮城県漁業協同組合の鮫浦支所の地区
宮城県第20加入区	(水域) 共第125号漁業権の漁場の区 域(区域) 宮城県漁業協同組合の合川支所の地区
宮城県第21加入区	(水域) 共第125号漁業権の漁場の区 域(区域) 宮城県漁業協同組合の泊浜支所の地区

〔  
宮城県第17加入区  
域(区域) 共第121号、共第122号及び共第124号漁業権の漁場の区  
域(区域) 宮城県漁業協同組合の寄贈前瀬支所の地区のうち寄贈の  
〕

	区域
宮城県第18加入区	(水域) 共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち前網の区域
宮城県第19加入区	(水域) 共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち鮫浦の区域
宮城県第20加入区	(水域) 共第125号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち谷川の区域
宮城県第21加入区	(水域) 共第125号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち泊浜の区域

宮城県第17加入区	(水域) 共第160号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の山元支所の地区
-----------	--

宮城県第17加入区	(水域) 共第160号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち山元の区域
-----------	--

おゆ

共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区域

宮城県第17加入区	(水域) 共第121号、共第122号及び共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の寄磯支所の地区
宮城県第18加入区	(水域) 共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の前網支所の地区
宮城県第19加入区	(水域) 共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の鮫浦支所の地区
宮城県第20加入区	(水域) 共第125号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区
宮城県第21加入区	(水域) 共第125号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の泊浜支所の地区

宮城県第17加入区	(水域) 共第121号、共第122号及び共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち寄磯の区域
宮城県第18加入区	(水域) 共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち前網の区域
宮城県第19加入区	(水域) 共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち鮫浦の区域

宮城県第20加入区	(水域) 共第125号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち谷川の区域
宮城県第21加入区	(水域) 共第125号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち泊浜の区域

おゆ

共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区域

宮城県第13加入区	(水域) 共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の寄磯支所の地区
宮城県第14加入区	(水域) 共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の前網支所の地区
宮城県第15加入区	(水域) 共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の鮫浦支所の地区

宮城県第13加入区	(水域) 共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち寄磯の区域
-----------	--

宮城県第14加入区	(水域) 共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の前網支所の地区のうち前網の区域
宮城県第15加入区	(水域) 共第124号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち鮫浦の区域

おゆ

共第121号及び共第124号漁業権の漁場の区域

宮城県第43加入区	(水域) 共第121号、共第122号、共第124号及び共第127号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の寄磯支所の地区(海岸線沖合100メートル未満の区域)
宮城県第44加入区	(水域) 共第121号、共第122号、共第124号及び共第127号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の寄磯支所の地区(海岸線沖合100メートル以上の区域)
宮城県第45加入区	(水域) 共第121号、共第124号及び共第127号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の前網支所の地区(海岸線沖合100メートル未満の区域)
宮城県第46加入区	(水域) 共第121号、共第124号及び共第127号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の前網支所の地区(海岸線沖合100メートル以上の区域)







13. 小型定置漁業

<p>「 名取市区域 (宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち閑上の区域)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>七ヶ浜町及び名取市区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜町及び仙南支所の地区)</p>	<p>1. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</p>
<p>亘理町区域 (宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち亘理の区域)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用し て行う漁業 2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び4. 小型定置漁業</p>
<p>山元町区域 (宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち山元の区域)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してかいらいと 3. 総トン数10トン未満の漁船により刺網を使用してしやこをとることを目的とする漁業の漁船により刺網又は籠を使用してかいらいとを目的とする漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により刺網又は籠を使用してかいらいとを目的とする漁業 5. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してしやこ又は 6. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してしやこ又は 7. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してしやこ又は 8. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してあかか 9. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してあかか 10. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してあかか 11. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してあかか 12. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から 13. 小型定置漁業</p>

改め、

法第百二十五条の二に掲げる漁業（のり養殖業）の表中

宮城県第7加入区	宮城県漁業協同組合の前網支所の地区
----------	-------------------

宮城県第8加入区	宮城県漁業協同組合の鮫浦支所の地区	や
宮城県第9加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区	]
宮城県第7加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区	]
宮城県第8加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち鮫浦の区域	]
宮城県第9加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち谷川の区域	]
宮城県第22加入区	宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所、七ヶ浜支所、仙台支所及び仙南支所（閑上）の地区	]
宮城県第22加入区	宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所、七ヶ浜支所、仙台支所の地区及び仙南支所の地区のうち閑上の区域	]
宮城県第32加入区	宮城県漁業協同組合の仙南支所（亘理）の地区	]
宮城県第33加入区	宮城県漁業協同組合の仙南支所（山元）の地区	]
宮城県第32加入区	宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち亘理の区域	]
宮城県第33加入区	宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち山元の区域	]
<p>法第百二十五条の二に掲げる漁業（のり養殖業）の表中</p>		
宮城県第79加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯支所の地区	]
宮城県第80加入区	宮城県漁業協同組合の前網支所の地区	]
宮城県第81加入区	宮城県漁業協同組合の鮫浦支所の地区	]
宮城県第82加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区	]

宮城県第83加入区	宮城県漁業協同組合の泊浜支所の地区
-----------	-------------------

宮城県第79加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち寄磯の区域
宮城県第80加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち前網の区域
宮城県第81加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち鮫浦の区域
宮城県第82加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち谷川の区域
宮城県第83加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち泊浜の区域

改め、  
 法第五十五條の二に掲げる漁業（特定かき養殖業）の表中

宮城県第84加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯支所の地区
宮城県第85加入区	宮城県漁業協同組合の前網支所の地区
宮城県第86加入区	宮城県漁業協同組合の鮫浦支所の地区
宮城県第87加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区
宮城県第88加入区	宮城県漁業協同組合の泊浜支所の地区

宮城県第84加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち寄磯の区域
宮城県第85加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち前網の区域
宮城県第86加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち鮫浦の区域
宮城県第87加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち谷川の区域
宮城県第88加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち泊浜の区域

改め、

法第五十五條の二に掲げる漁業（特定かき養殖業）の表中

宮城県第157加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯支所の地区
宮城県第158加入区	宮城県漁業協同組合の前網支所の地区
宮城県第159加入区	宮城県漁業協同組合の鮫浦支所の地区
宮城県第160加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区
宮城県第161加入区	宮城県漁業協同組合の泊浜支所の地区

宮城県第157加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち寄磯の区域
宮城県第158加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち前網の区域
宮城県第159加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち鮫浦の区域
宮城県第160加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち谷川の区域
宮城県第161加入区	宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち泊浜の区域

改め、

○宮城県告示第五百二十七号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十八年五月二十七日から平成二十八年六月十日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十八年五月十八日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第五百二十八号

県営玉浦中部地区土地改良事業経営体育成基盤整備事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年五月二十七日から平成二十八年六月二十四日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

大崎市松山千石字大樺一四の一四、一四の一六、一六の三、一六の四、二二の三

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 「食材王国みやぎ」魅力発信業務一式  
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年三月三十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ジェイアール東日本企画 仙台市青葉区一番町二丁目二番十三号 仙建ビル七階

五 契約金額 八千三百六十四万七千四百四十二円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

○県営牡鹿地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営牡鹿地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年五月二十七日から平成二十八年六月二十四日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市牡鹿総合支所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十八年六月二十四日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八六一〇八一 宮城県石巻市東中里一丁目四の三十二

電子メールアドレス e t i s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . j p

- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年五月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 名取市上余田字市坪四百六十八、四百六十九番一、四百六十九番二、四百七十番一、四百七十番三、四百九十三番一、四百九十三番二、四百九十四番一、四百九十四番二、四百九十五番一、四百九十五番二、四百九十五番三
- 東京都千代田区二番町八番地八
- 株式会社セブンイレブン・ジャパン

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年五月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 名取市上余田字千刈田四十五番一、五十一番一の一部、五十一番二、五十八番一の一部、五十八番二(第二工区)
- 仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一
- 大和ハウス工業株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年五月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 黒川郡大和町吉岡字道下二十三番一、二十四番
- 大崎市古川穂波七丁目八番十七号二A
- 株式会社鈴電

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項の規定により協議が成立することをもって許可があったものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年五月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 岩沼市下野郷字中坪一番一、一番七、一番八、一番九、一番十、三十番一、六十番四、六十番五、六十四番三、六十四番四、六十八番二、九十六番四、九十八番四、百九番四、百九番五、百十六番三、百十七番三、百二十番一、百二十七番十、百四十五番、百四十六番、百四十七番、百四十八番二、百五十七番二、百六十一番、同字北坪三番二、三番五、三番六、三番七、七十九番四、八十番四、八十一番一、同字荷揚場三十番二、三十二番一、三十二番二、三十二番三、百五番二、百五番四、百五番五、百五番九、百六番四、百六番五、百六番六、百七番五、百八十五番、同字中谷地一番二、三番四、名取市植松字下札前百六十一番一、百六十四番二、百六十七番二、百六十七番三、百六十八番三、百六十八番五、百六十八番六、百六十八番七、百六十九番一、百七十七番一、百八十八番二、百九十番五、百九十八番一、二百番一、二百番一、二百二番一、二百六十一番、二百六十二番、二百六十三番、二百六十四番、二百六十五番、二百六十六番、二百六十七番、二百六十八番、二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

百六十九番、同字稔田八十八番六、百番三、百番四、百番五、百番六、百一番二、百六十六番二、百六十六番三、百六十六番四、百六十七番四、百六十七番五、百七十一番五、百七十二番五の一部、二百八十九番、二百九十番、二百九十一番、同本郷字下道清六番一、十三番一、百五十九番  
仙台市青葉区上杉一丁目二番三号  
宮城県土地開発公社

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十八年五月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
気仙沼市長磯下原三番二、六番一、九番一、九番二の一部、十番一の一部、十番二の一部、十番三、十番四の一部、十一番一、十一番二、十三番一、十三番二、十五番六、三番二地先の道の一部、十三番二地先の道の一部、九番一地先の水の一部、六番一地先の堤  
気仙沼市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十八年五月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
気仙沼市長磯前林一番一の一部、一番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

気仙沼市

人事委員会

人事委員会規則七―二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十八年五月二十七日

宮城県人事委員会

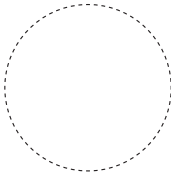
委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―二十一―十五

人事委員会規則七―二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)に基づき、人事委員会規則七―二十(退職手当の支給)の一部を次のように改正する。

様式第一号イ及び様式第一号ロ中

所 属 収 入 欄	
	上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 (扶養手当) 円、地域手当 円を支給)
	年 月 日 所属長

を

所 属 確 認 事 項	調整教 ( ) の給料の調整額を支給
所 属 収 受 欄	扶養手当 円, 地域手当 円を支給
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。	
年 月 日	
所属長 <span style="float: right;">印</span>	

備考 扶養手当及び地域手当の支給額は、職員の勤務期間が5年未満の場合のみ記入すること。  
に改め、様式第11号を改定したことに沿う。

様式第2号 (第2条関係)

再就職に関する申立書

職員の氏名	退職 (予定) 年 月 日	年 月 日
1 国家公務員又は他の地方公務員等に再就職 (2を除く。)		
職 名	就職する官署等名	就職予定年月日
年 月 日		年 月 日
2 特別職又は非常勤の職等に再就職	3 再 任 用	4 会社等に再就職
年 月 日		5 再就職しない

(上記1～5のいずれかに○印を付し、1の場合は必要事項を記入)  
上記のとおりであることを申し立てます。

年 月 日 氏 名 印

備考 1の場合で、退職日と同日又は翌日に再就職したときは、基本的には在職期間が通算され、退職手当の支給はありません。また、後日、再就職先の辞令(写し)を提出していただく必要があります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第七号

七ヶ浜海岸花浜事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十八年五月二十七日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 通知すべき書類

平成二十八年四月十八日付け宮収第四号 審理の開始についての通知書

二 通知を受けるべき者

氏名及び住所不明	ただし、登記名義人	亡遠藤甚藏	法定相続人	亡下山俊則の相続人
氏名及び住所不明	ただし、登記名義人	亡遠藤甚藏	法定相続人	亡下山英俊の相続人

正 誤

○宮城県公報第二七五〇号（平成二十八年四月十五日付け）中

ページ

段

正

誤

二

下

郡山字黒岩等七単位区域

郡山字黒岩一単位区域